

関東東北産業保安監督部東北支部における液化石油ガス販売事業者 の登録等の際に過誤納付された手数料等の返還について

平成22年12月28日
原子力安全・保安院
関東東北産業保安監督部東北支部

原子力安全・保安院発表資料のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律149号。以下「液石法」という。）に基づき過去に申請のあった液化石油ガス販売事業者の登録及び保安機関の認定に際し、登録免許税法に基づく登録免許税及び液石法の規定に基づく手数料を誤って徴収した案件があることが判明しましたので返還いたします。

返還対象となるのは、液化石油ガス販売事業所の登録及び保安機関の認定にあたって、①経済産業大臣から関東東北産業保安監督部（あるいはその逆）、②関東東北産業保安監督部から関東東北産業保安監督部東北支部（あるいはその逆）、への移管に伴い新たに登録・認定を受けた事業者等のうち、平成12年4月1日から現在までの間に登録・認定を受けた事業者等から徴収した登録免許税及び手数料です。

返還の対象となる事業者には当支部から個別に連絡いたします。なお、登録免許税及び手数料の返還に関してご不明な点等がございましたら個別に相談にも応じますので、以下の受付窓口、お問い合わせ先までお問い合わせください。

【受付窓口、お問い合わせ先】

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目2番23号

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

担当：根元、奥崎

TEL：022-263-1111 内線 5032

FAX：022-261-1376